

平成29年5月10日

株 主 各 位

神奈川県横浜市中区日本大通17番地

株 式 会 社 ス リ ー エ フ

代表取締役社長 山 口 浩 志

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年5月25日（木曜日）午後6時までにご到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年5月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ロイヤルパークホテル3階 鳳翔の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1 第36期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
2 第36期（平成28年3月1日から平成29年2月28日まで）
計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 新設分割計画承認の件 |
| 第2号議案 | 吸収分割契約承認の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 資本金の額の減少の件 |
| 第5号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第6号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

- ◎当社は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、提供書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.three-f.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会の招集ご通知には記載しておりません。
 - ①決議事項第2号議案に関する参考書類記載事項のうち、吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、上記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、従来の書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年3月1日から
平成29年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種政策などにより、雇用、所得環境の改善が見られ、緩やかな回復基調にあったものの、英国、米国などの政策動向に関する懸念や、中国経済の減速など、景気の先行きは不透明なものとなりました。

小売業界におきましては、お客様の節約志向が続く中、業態間競争が激化しており、加えて円安による輸入原材料価格の上昇やそれに伴う物価の上昇等により厳しい状況が続きました。

このような環境の下、当社グループはチェーンブランドの再生を目指し、「クリーンネス」「フレンドリーサービス」「欠品の防止」「鮮度・品質のアップ」「FF重点販売」「前進立体陳列」の6大営業方針の徹底に努めてまいりました。店舗の基準をあらためて加盟店と共有し、オペレーションの改善を行っていくとともに、加盟店の廃棄リスクを軽減する「売場充実プログラム」の運用を開始し、当社の課題のひとつである米飯、軽食等、FF・デイリー商品の品揃えの強化を目指しました。また、各種販促キャンペーンを実施することにより、お客様に商品を通じて身近に感じていただけることで、「また来ていただける」店舗づくりに取り組んでまいりました。

加えて、平成28年9月7日に株式会社ローソンとの合弁会社である株式会社エル・ティーエフを設立し、既存スリーエフ店を「ローソン・スリーエフ」のダブルブランド店へ11月末までに89店舗改装オープンいたしました。「スリーエフ」「ローソン」両ブランドそれぞれの強みを活かした店舗づくりを行っており、売上は好調に推移しております。更に、株式会社クリエイト エス・ディーとの共同実験として、「菓クリエイト」の一部店舗において、スリーエフでご好評をいただいている“チルド弁当”や人気デザート“もちぼにょ”などのオリジナル商品を販売し、検証を始めました。

以上の結果、当連結会計年度の営業総収入は不採算店舗の閉鎖による総店舗数減少に加え、閉鎖店舗並びに「ローソン・スリーエフ」へ転換する店舗の商品売り切り対応や改装に伴う一時休業影響、平成27年8月に発売したよこはまプレミアム商品券の反動減、夏場の天候不順による夏物商品の販売低迷などの影響等により、前年比13.9%減の163億98百万円となり、営業損失は16億90百万円、経常損失は17億53百万円、株式会社ローソンへの会社分割に対する対価14億49百万円を特別利益として計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純損失は7億22百万円となりました。

店舗運営につきましては、店舗の基準を今一度確認し、店頭・店内のイメージ向上に努めてまいりました。また、個店毎のストアカルテやポイントカードなどのデータを利用し、どのようなお客様がどのような時間帯にどのような目的で店舗を利用されているかといったニーズの分析をより一層深め、店舗をグルーピングし、最適な売場・商品構成の提案を図るとともに、競合他社と当社を比較する中で、夕方・夜間の米飯、軽食等、F F・デイリー商品の品揃えに課題があると判断し、加盟店の廃棄リスクを軽減する「売場充実プログラム」の運用を開始するとともに、店舗指導員の発注指導力強化に取り組み、販売機会損失を削減するよう努めてまいりました。

商品面につきましても、夕方・夜間の時間帯のニーズに合わせた商品開発に取り組んでまいりました。店内の専用オープンにて最終的に焼き上げているカウンターフーズのやきとりの品揃えを強化し、合わせて期間限定でお求めになりやすい価格で提供する「やきとりフェス」などを開催し、より多くのお客様にご利用いただけるよう継続的にご提案してまいりました。素材・製法にこだわったチルド弁当では、味・見た目を追求したこれまでのコンビニ弁当の枠を超えた商品として発売した「絶品!! GYUGYU弁当」が、記録的な販売数となるなどヒット商品も生まれました。また、夕方から夜間の時間帯限定で、おでんやおにぎり、デザート等を割引く「夜割」の実施や、人気映画等とのタイアップ企画など各種販促企画を行い、お客様の来店動機の上向上に努めてまいりました。

店舗数につきましては、開店1店舗、ローソン・スリーエフへの改装閉店も含め閉店191店舗となり、スリーエフ店は349店舗となり、株式会社エル・ティーエフの運営する「ローソン・スリーエフ」の89店舗と合わせ、チェーン合計店舗数は438店舗となっております。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、個人消費の停滞感はぬぐえず、またアメリカを中心に海外の政治・経済の不確実性が懸念されており、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

また、コンビニエンスストア業界では、大手チェーンの積極的な出店と他業態との競争の激化により、非常に厳しい環境が続くものと考えております。

このような環境の下、当社グループは、これまで千葉・埼玉エリアにて展開をしておりました株式会社ローソンとのダブルブランド「ローソン・スリーエフ」に一定の成果が見られたことや、2つのチェーンブランドを運営することは経済的合理性に欠くことなどから、「ローソン・スリーエフ」ブランドを東京・神奈川エリアにも拡大することと致しました。ダブルブランドによる両社のブランド力・営業ノウハウ等を活かし、売上・客数を向上させる新たな運営体制を整えるとともに、商品の仕入の共同化などによる店舗の収益性向上を目指してまいります。また、連結子会社での店舗の運営、賃借権の会社分割による承継など、経営体制の再構築を同時に行い、黒字体質への転換を目指してまいります。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、前連結会計年度に引き続き、3期連続の営業損失を計上しており、また、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても重要な親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなりました。

このような状況により当社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

しかし、当社は株式会社ローソンとの間で締結した事業統合契約並びに吸収分割契約に基づき、「スリーエフ」、「q's mart (キューズマート)」及び「gooz (グーツ)」ブランドで営業している店舗のうち281店舗（以下、「対象店舗」といいます。）を「ローソン・スリーエフ」と冠したダブルブランドに転換することに伴い、対象店舗における当社が有する資産及び権利義務の一部を株式会社ローソンに承継させることで一定の対価が見込まれることから、資金面に支障はないと考えております。

さらに当社は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を早期に解消又は改善するため、(2)対処すべき課題に記載のとおり、「ローソン・スリーエフ」ブランドへの転換による、収益構造の改善に取り組んでまいります。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、計算書類への注記は記載しておりません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は16億58百万円であります。その主なものは、店舗賃借に伴う保証金および敷金が27百万円、店舗に対する内装投資等が10億38百万円、ソフトウェア開発費等が5億92百万円となっております。なお、当連結会計年度の新規出店数は1店であります。

(4) 資金調達の状況

平成28年8月26日付にて、株式会社ローソンとの資本業務提携効果を最大限に活用するため、主力銀行とシンジケートローン契約を締結し、総額1,800百万円の資金調達を実施いたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 33 期 (平成26年 2 月期)	第 34 期 (平成27年 2 月期)	第 35 期 (平成28年 2 月期)	第 36 期 (平成29年 2 月期)
売 上 高 (チェーン全店)	88,476	81,614	79,763	67,995
営 業 総 収 入	22,434	20,990	19,036	16,398
経 常 利 益	215	—	—	—
経 常 損 失	—	305	862	1,753
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	54	—	—
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失	1,153	—	2,542	722
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	—	7円23銭	—	—
1 株 当 た り 当 期 純 損 失	152円30銭	—	335円66銭	95円37銭
総 資 産	14,340	15,802	13,577	11,615
純 資 産	4,015	3,998	1,454	837
1 株 当 た り 純 資 産 額	509円64銭	514円27銭	178円14銭	83円27銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

当社には、親会社はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社エル・ティーエフ	50百万円	70.00%	コンビニエンスストア事業
スリーエフ・オンライン株式会社	50百万円	55.00%	広告代理店業、新規店舗サービスの企画立案、不動産業

連結子会社は上記の重要な子会社2社であります。なお、持分法適用会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成29年 2 月28日現在)

当社グループは、コンビニエンスストア事業を主たる事業としており、主な内容は次のとおりであります。

- ①食料品、衣料品、家庭用品、その他の百貨の小売
- ②書籍、新聞、切手等の販売
- ③酒類、塩、タバコ等の販売
- ④上記以外の各種商品小売およびサービス業
- ⑤流通業およびコンビニエンスストアに関する事業
- ⑥フランチャイズシステムによるコンサルタント業務および投資に関する事業

(8) 主要拠点等 (平成29年2月28日現在)

① 本社等

- ・株式会社スリーエフ：神奈川県横浜市中区日本大通17番地
- ・株式会社エル・ティージェフ：神奈川県横浜市中区日本大通17番地

② 店舗

所在地	店舗数 (スリーエフ)	店舗数 (ローソン・スリーエフ)
神奈川県	218店	-
東京都	118	-
千葉県	10	61
埼玉県	3	28
合計	349	89

(9) 従業員の状況 (平成29年2月28日現在)

従業員数	前期末比増減
254名	△62名

(注) 従業員数は就業人員であり、このほかに、臨時従業員が162名おります。

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,574,775株 (自己株式132,320株を除く。)
- (3) 株主数 7,610名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社 J M K 瑞穂	2,702,360株	35.67%
菊池 淳 司	384,923	5.08
株式会社 ローソン	361,350	4.77
中居 京 子	317,009	4.18
宇佐見 瑞枝	264,191	3.48
中居 勝 利	112,391	1.48
スリーエフ従業員持株会	102,232	1.34
菊池 瑞穂	101,500	1.33
菊池 利 亀 夫	60,037	0.79
コカ・コーライーストジャパン株式会社	50,630	0.66

(注) 当社は、自己株式132,320株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
取 締 役 会 長		中 居 勝 利
代表取締役社長		山 口 浩 志
常 務 取 締 役		山 岸 芳 樹
常 務 取 締 役	営 業 推 進 統 括 兼 営 業 支 援 統 括 株式会社エル・ティーエフ代表取締役社長	堀 野 雅 人
取 締 役	経 理 ・ シ ス テ ム 統 括	海老沢 克 恭
取 締 役	人 事 ・ 総 務 統 括 兼 人 事 部 長 スリーエフ・オンライン株式会社代表取締役社長	山 崎 英 士
取 締 役	F C 営 業 統 括	山 口 良 介
取 締 役	富士シティオ株式会社代表取締役社長	菊 池 淳 司
取 締 役	株 式 会 社 日 本 製 鋼 所 社 外 監 査 役	増 田 格
取 締 役	有 限 会 社 社 力 研 究 所 代 表 取 締 役	長谷川 和 廣
常 勤 監 査 役		古 莊 博 一
監 査 役	富 士 シ テ ィ オ 株 式 会 社 常 務 取 締 役	永 田 俊 雄
監 査 役	玉 澤 健 児 税 理 士 事 務 所 所 長 富 士 シ テ ィ オ 株 式 会 社 社 外 監 査 役	玉 澤 健 児

- (注) 1. 取締役増田格、長谷川和廣の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役古莊博一、玉澤健児の両氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役玉澤健児氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役増田格、取締役長谷川和廣、監査役古莊博一、監査役玉澤健児の4氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	10名	71百万円
監査役	3名	10百万円

- (注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役5名の使用人分給与相当額38百万円は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役増田格氏は株式会社日本製鋼所の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外取締役長谷川和廣氏は有限会社社会社力研究所の代表取締役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外監査役玉澤健児氏は富士シティオ株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

特になし

③主な活動状況

地 位	氏 名	内 容
取 締 役	増 田 格	取締役会は18回開催中17回出席し、企業経営についての十分な知識と経験により、大所高所からの適切な発言を行っております。
取 締 役	長谷川 和 廣	取締役会は18回開催中17回出席し、企業経営についての十分な知識と経験により、大所高所からの適切な発言を行っております。
監 査 役	古 莊 博 一	取締役会は18回開催中18回出席し、企業経営についての十分な知識と経験により、大所高所からの適切な発言を行っております。監査役会は12回開催中12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	玉 澤 健 児	取締役会は18回開催中17回出席し、公認会計士および税理士としての専門的見地から適切な発言を行っております。監査役会は12回開催中12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

④社外役員の報酬等の額

	人 数	支 給 額
社 外 役 員	4名	15百万円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人の間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度額となっております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

23百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したためです。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任をいたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が適正な監査を行うことが困難であると認められた場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・法令・定款の遵守をコンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアルにより徹底させます。
- ・内部通報規程に基づき、社内・社外の窓口としてのコンプライアンス担当部門および社外通報機関「企業倫理ホットライン」を活用することで、法令および定款違反等による不祥事の早期発見、自浄プロセスの稼動および風評リ

スク対策を進めています。

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、警察および顧問弁護士と連携し、断固とした姿勢で臨み、関係を一切遮断します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、その他の重要な決裁に係る情報、財務に係る情報、リスクおよびコンプライアンスに関する情報・文書については、文書管理規程等の社内規程に基づき記録・保存および管理を行い、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティー等にかかるリスクの管理については、それぞれの対応部署にて規則・ガイドラインを定めるものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、代表取締役に報告し、代表取締役は速やかに「危機管理委員会」にて対応します。
- ・内部監査部門の内部監査により法令および定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれらがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役および常勤監査役へ通報します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・月1回の定例取締役会および適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っています。
- ・取締役会とは別に経営会議を毎月開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、業務執行に関する基本事項および重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行っています。
- ・取締役についてはその経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるように任期を1年としています。
- ・取締役の業務執行については、取締役会規程に定められている事項とその付議基準および決裁権限基準に該当する事項はすべて取締役会に付議し、日常の職務執行については、組織規程および職務権限分掌等に基づき権限の委譲が行われ、それぞれの責任者がその権限により業務を遂行しています。

⑤当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・連結対象子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制は、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会または経営会議への事業内容の定期的な報告を求めます。
- ・連結対象子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、リスク管理に関連する規定およびマニュアル等に基づいて、当社グループ全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築します。

- ・連結対象子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、関係会社管理規程に基づき、重要案件について事前協議を行うなど、自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行ってまいります。
 - ・連結対象子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制は、当社のコンプライアンス規程およびコンプライアンス・マニュアルによりグループ全体のコンプライアンス体制を構築します。
- ⑥財務報告の適正性を確保するための体制
- ・適正な会計処理および財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用しています。
 - ・内部監査部門が、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施、確認を行っています。
 - ・財務報告に関する規程の整備・業務手順の明確化を行い、毎年、その整備・運用状況の評価を行っています。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役職務を補助すべき監査役スタッフについては必要に応じて適宜選任するものとし、監査役スタッフは監査役会の指揮命令のもとで職務を遂行します。
- ⑧監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役スタッフの選任、異動および人事考課については監査役会の意見を聴取し、これを尊重します。
- ⑨取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役および使用人は、監査役会規程および監査役監査基準に従い、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したときおよびその他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役会に報告および情報提供を行います。
- ⑩監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これをグループ全員に周知・徹底させます。
- ⑪監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役職務の執行について生ずる費用は当社で負担します。

⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・常勤監査役は、取締役会および経営会議の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
- ・社外監査役は、取締役会に出席するとともに、常勤監査役と同様に稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
- ・社外監査役は、企業活動に対する見識が豊富な方に就任いただき、経営トップに対する独立性を保持しつつ、的確な業務監査が行える体制とします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行

- ・取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当連結会計年度におきましては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を6回、経営会議を9回開催しております。

②監査役の職務執行

- ・監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・経営会議への出席や代表取締役、会計監査人及び監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

③内部監査の実施

- ・内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

④財務報告に係る内部統制

- ・財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営の重要事項として位置づけ、持続的な成長を実現するために、必要な内部留保を図りながら、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針としております。

しかしながら、経常損失及び当期純損失を計上したこと、および収益構造の改善や財務体質の強化が最優先すべき経営課題であると考えること等から、当期末の配当金については誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

次期につきましても、厳しい経営環境が予測されるため無配とさせていただきます。早期復配の実現を目指し、安定的な収益確保が出来るよう収益基盤強化に努めてまいります。

連結貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,747	流動負債	6,801
現金及び預金	2,656	買掛金	223
加盟店貸勘定	854	加盟店買掛金	2,254
商品	128	加盟店借勘定	11
貯蔵品	5	1年内返済予定の長期借入金	400
繰延税金資産	3	リース債務	773
前払費用	244	未払金	507
未収入金	790	加盟店未払金	44
その他	67	未払法人税等	40
貸倒引当金	△2	未払消費税等	0
固定資産	6,867	預り金	1,430
有形固定資産	2,426	賞与引当金	166
建物及び構築物	854	資産除去債務	570
工具、器具及び備品	1	預り保証金	329
土地	420	その他	46
リース資産	1,149	固定負債	3,975
無形固定資産	758	長期借入金	1,400
ソフトウェア	178	リース債務	2,452
リース資産	554	長期預り保証金	78
その他	26	その他	44
投資その他の資産	3,682	負債合計	10,777
投資有価証券	53	純 資 産 の 部	
敷金及び保証金	3,610	株主資本	619
その他	22	資本金	1,396
貸倒引当金	△3	資本剰余金	1,645
		利益剰余金	△2,336
		自己株式	△86
		その他の包括利益累計額	11
		その他有価証券評価差額金	11
		非支配株主持分	207
		純資産合計	837
資産合計	11,615	負債・純資産合計	11,615

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収入		
加盟店からの収入	7,583	
その他の営業収入	2,465	10,048
売上高		
売上高	(6,349)	6,349
営業総収入合計		16,398
売上原価	(4,836)	4,836
売上総利益	(1,512)	
営業総利益		11,561
販売費及び一般管理費		13,252
営業損失(△)		△1,690
営業外収益		
受取利息	58	
解約精算金	28	
投資有価証券売却益	4	
その他	12	104
営業外費用		
支払利息	72	
減価償却費	8	
支払手数料	82	
その他	4	167
経常損失(△)		△1,753
特別利益		
固定資産売却益	71	
事業分離における移転利益	1,449	
その他	77	1,598
特別損失		
減損損失	391	
店舗閉鎖損失	175	
その他	50	617
税金等調整前当期純損失(△)		△773
法人税、住民税及び事業税	16	
法人税等調整額	1	17
当期純損失(△)		△790
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△68
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△722

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年3月1日残高	1,396	1,645	△1,613	△86	1,341
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当			—		—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△722		△722
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額(合計)	—	—	△722	△0	△722
平成29年2月28日残高	1,396	1,645	△2,336	△86	619

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
平成28年3月1日残高	7	7	105	1,454
連結会計年度中の 変動額				
剰余金の配当				—
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)				△722
自己株式の取得				△0
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	3	3	101	105
連結会計年度中の 変動額(合計)	3	3	101	△617
平成29年2月28日残高	11	11	207	837

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成29年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,030	流動負債	6,732
現金及び預金	1,965	買掛金	223
加盟店貸勘定	854	加盟店買掛金	2,254
商品	117	加盟店借勘定	11
貯蔵品	5	1年内返済予定の長期借入金	400
前払費用	244	リース債務	773
未収入金	778	未払金	468
その他	67	加盟店未払金	44
貸倒引当金	△2	未払法人税等	40
固定資産	7,465	預り金	1,430
有形固定資産	2,426	賞与引当金	143
建物	832	資産除去債務	570
構築物	21	預り保証金	329
工具、器具及び備品	1	その他	41
土地	420	固定負債	3,975
リース資産	1,149	長期借入金	1,400
無形固定資産	758	リース債務	2,452
ソフトウェア	178	長期預り保証金	78
リース資産	554	その他	44
電話加入権	26	負債合計	10,708
投資その他の資産	4,280	純 資 産 の 部	
投資有価証券	53	株主資本	776
関係会社株式	598	資本金	1,396
出資金	0	資本剰余金	1,645
敷金及び保証金	3,609	資本準備金	1,645
その他	22	利益剰余金	△2,179
貸倒引当金	△3	利益準備金	91
		その他利益剰余金	△2,270
		別途積立金	2,700
		繰越利益剰余金	△4,970
		自己株式	△86
		評価・換算差額等	11
		その他有価証券評価差額金	11
		純資産合計	787
資産合計	11,496	負債・純資産合計	11,496

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

損益計算書

(自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収入		
加盟店からの収入	6,695	
その他の営業収入	2,412	9,108
売上高		
売上高	(6,260)	6,260
営業総収入合計		15,368
売上原価	(4,776)	4,776
売上総利益	(1,484)	
営業総利益		10,592
販売費及び一般管理費		12,056
営業損失 (△)		△1,463
営業外収益		
受取利息	58	
受取配当金	2	
解約精算金	28	
投資有価証券売却益	4	
その他	10	104
営業外費用		
支払利息	72	
減価償却費	8	
支払手数料	82	
その他	4	167
経常損失 (△)		△1,526
特別利益		
固定資産売却益	71	
事業分離における移転利益	1,449	
子会社株式売却益	12	
その他	77	1,610
特別損失		
減損損失	391	
店舗閉鎖損失	175	
その他	50	617
税引前当期純損失 (△)		△533
法人税、住民税及び事業税		13
当期純損失 (△)		△546

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成28年3月1日残高	1,396	1,645	1,645
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			—
当期純損失(△)			—
自己株式の取得			—
事業年度中の変動額(合計)	—	—	—
平成29年2月28日残高	1,396	1,645	1,645

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株 主 資 本 計 合
	利益準備金	その他利益剰余金			利 益 剰 余 金 計 合		
		別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金							
平成28年3月1日残高	91	2,700	△4,424	△1,632	△86	1,322	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			—	—		—	
当期純損失(△)			△546	△546		△546	
自己株式の取得					△0	△0	
事業年度中の変動額(合計)	—	—	△546	△546	△0	△546	
平成29年2月28日残高	91	2,700	△4,970	△2,179	△86	776	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年3月1日残高	7	7	1,330
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			—
当期純損失(△)			△546
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3	3	3
事業年度中の変動額(合計)	3	3	△542
平成29年2月28日残高	11	11	787

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年4月14日

株式会社 スリーエフ
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岡田 雅史 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 郷右近 隆也 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スリーエフの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリーエフ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成29年4月12日開催の取締役会において、株式会社ローソンとの事業統合契約の締結について決議し、同日付で契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年4月14日

株式会社 スリーエフ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 岡田 雅史 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 郷右近 隆也 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スリーエフの平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成29年4月12日開催の取締役会において、株式会社ローソンとの事業統合契約の締結について決議し、同日付で契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成28年3月1日から平成29年2月28日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び店舗等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年4月20日

株式会社スリーエフ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 古 莊 博 一 ㊞

監 査 役 永 田 俊 雄 ㊞

監 査 役（社外監査役） 玉 澤 健 児 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 新設分割計画承認の件

(1) 提案の理由

当社と株式会社ローソン（以下、「ローソン」といいます。）は、平成28年4月13日付けで締結した、資本業務提携契約に基づき、両社が共同して事業を行う合弁会社（株式会社エル・ティーエフ（以下、「エル・ティーエフ」といいます。))を新設し、「スリーエフ」ブランドで営業している一部店舗をエル・ティーエフにおいて順次ローソンのフランチャイズ・パッケージを活用した「ローソン・スリーエフ」ブランドへ転換して運営してまいりました。この取り組みにより両社が協業することによる相乗効果が確認できたことから、「ローソン・スリーエフ」ブランドへの転換を拡大するため、「スリーエフ」、「q's mart（キューズマート）」及び「gooz（グーツ）」ブランドで営業している店舗のうち、281店舗（予定）を「ローソン・スリーエフ」ブランドへ転換する事業統合契約を平成29年4月12日に締結いたしました。

この事業統合契約に基づき、「ローソン・スリーエフ」ブランドへ転換するための準備会社である株式会社L・TF・PJ（以下、「新設会社」といいます。）を新設分割により設立いたします。ブランド転換後の新設会社はエル・ティーエフと合併をする予定となっております。

なお、本議案につきましては、第2号議案「吸収分割契約承認の件」および第3号議案「定款一部変更の件」が、承認可決されることを条件として、承認の効力が発生するものといたします。

(2) 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

株式会社スリーエフ（以下「当社」という。）は、新たに設立する会社（以下「新設会社」という。）に、本件成立日（第4条において定義する。）において別紙2に掲げる当社が営むコンビニエンスストア店舗（以下「対象店舗」という。）に係るコンビニエンスストア・フランチャイズ事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（新設会社の目的等）

1. 新設会社の目的は以下のとおりとする。

- (1) フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストア等の経営に関する事業
- (2) コンビニエンスストアを中心とする店頭及びインターネット等を通じた商品及びサービス等の販売、取次ぎ、製造、加工並びに問屋業、卸売業、賃貸業及び輸出入業
- (3) 酒類、米穀、塩、たばこ、氷、書籍、新聞、種子類の販売
- (4) はがき、切手、収入印紙の売捌
- (5) 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、民芸品、肥料、飼料の販売および輸出入
- (6) 時計、眼鏡、貴金属、宝石、美術品、装飾品、スポーツ用品、写真機械器具、医療用具、介護用品、光学機械器具、事務用機器、度量衡計量器、家庭用電気製品、携帯電話および簡易型携帯電話等の通信機器、カセットテープ、ビデオテープ、コンパクトディスク、ミニディスク等の情報記録機器、ゲームソフト、楽器、植物の販売、輸出入および賃貸
- (7) 宅配便、引越請負業、写真現像・焼付・引伸、クリーニング、冠婚葬祭業、ビルメンテナンス、ビル警備、商品棚卸、塵芥収集等の委託取次業務、バス、地下鉄、電車等の乗車券、乗船券、航空券、チケット、宝くじ等の販売およびその取次業務、旅行斡旋の業務、自動車学校等の各種学校、学習塾、文化教室等の紹介斡旋業ならびにコピーおよびファクシミリの利用サービスの提供
- (8) 当せん金付証票法に基づく当せん金付証票及びスポーツ振興投票券の売りさばき
- (9) 公共料金等の収納代行業、集金代行業及び支払代行業
- (10) 情報処理サービス業および情報提供サービス業、電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網の有償提供およびその代理業務
- (11) 不動産および店舗、店舗設備、什器備品の売買、賃貸、仲介および管理、不動産の鑑定、店舗、店舗設備、什器備品の資産評価ならびに土木建築工事、室内装飾の請負およびこれらに関するコンサルタント業務
- (12) 不動産、動産、店舗設備及び什器備品の賃貸・売買及び修理に関する業務
- (13) 有価証券の売買、売買等の媒介、取次およびその代理業務
- (14) カタログ等による通信販売業務ならびにテレホンカード等の代金前払方式での磁気カードおよび商品券の販売
- (15) 物品預り業
- (16) 小売業に関する研究、研修、技術援助、経営指導、広告宣伝および印刷物の発行

- (17) ビルメンテナンス、ビル警備、塵芥収集に関する業務および商品梱卸の受託
 - (18) 写真業、広告代理業および出版業
 - (19) 薬局、美容院、全身美容院、理容院、旅館、ホテル、飲食店、学習塾、文化教室、喫茶店、クリーニング店、コインランドリー、遊技場、スポーツ施設、プレイガイド、駐車場、ガソリンスタンドの経営
 - (20) コンピューターソフトウェアの製造、売買、賃貸および輸出入
 - (21) 前各号に掲げる事業に関するフランチャイズシステムによるコンサルタント業務
 - (22) 前各号に附帯する一切の業務
2. 新設会社の商号は、株式会社L・TF・PJとする。
 3. 新設会社の本店の所在地は、神奈川県横浜市中区日本大通17番地とする。
 4. 新設会社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

第2条（新設会社の定款で定める事項）

新設会社の定款で定める事項は、別紙1のとおりとする。

第3条（新設会社の設立時代表取締役、設立時取締役及び設立時監査役）

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

- 設立時代表取締役　：　山口浩志
- 設立時取締役　　：　山口浩志
- 設立時取締役　　：　山口良介
- 設立時監査役　　：　六川靖夫

第4条（新設会社の成立の日）

新設会社の成立の日（以下「本件成立日」という。）は、平成29年6月1日とし、新設会社は同日をもってその設立の登記申請を行う。但し、本件分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、これらを変更することができる。

第5条（新設会社が当社から承継する権利義務に関する事項）

1. 本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務は以下のとおりとする。

(1) 承継する契約

対象店舗に係る本件事業のフランチャイジー（以下「本件フランチャイジー」という。）との間で別途締結された当社ブランド店舗に係るフランチャイズ契約（以下「当社フランチャイズ契約」という。）

(2) 承継する資産及び負債

① 当社フランチャイズ契約に規定されるオープンアカウント（本件フランチャイジーの開業後の当社と当該フランチャイジーとの間の相互の貸借内容・経過を記録し、順次差引決済するための継続的計算関係をいい、当社の債権として当該フランチャイジーの負担すべき営業費・ロイヤリティー・店舗等の保全費用の当社の立替金・損害賠償金、現金不足並びに当該フランチャイジーの引出金等に係る債権が計上され、当社の債務として当該フランチャイジーの投資に対する払込金、当社が受け取った販売受取高、設備修理費の当該フランチャイジーの立替金、雑収入等に係る債務が計上されたものをいう。）に基づく、当社と本件フランチャイジーとの間の債権・債務

(3) 承継する許認可

当社が本件成立日において本件事業に関して取得している一切の免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。（申請中のものを含む）

2. 本件分割において、当社の従業員にかかる雇用契約は新設会社に一切承継しない。但し、当社が指定する当社の従業員を、新設会社との間で別途合意する条件に従い、（当該従業員の同意が必要な場合はかかる同意を条件として）当社から新設会社に出向させる。
3. 第1項に定める権利義務以外の権利義務は、当社から新設会社に一切承継しない。

第6条（本件分割に際して新設会社が交付する株式数）

新設会社は、本件分割に際し、前条により承継する権利義務の対価として、普通株式10,000株を発行し、これを当社に交付する。

第7条（新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新設会社の設立時の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 50,000,000円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) その他資本剰余金 新設会社が本件分割により承継する資産の額から負債の額を控除した額から (1) 及び (2) の額を控除した額

第8条（本件分割の承認総会）

当社は、平成29年5月26日に開催予定の定時株主総会において、本件分割に必要な事項の承認を求めるものとする。

第9条（競業避止義務の不存在）

当社は、本件成立日後において、本件事業について、別途定める場合にはその内容で競業避止義務を負うものとし、これ以外には、法令によるか否かを問わず、一切の競業避止義務を負わない。

第10条（本件分割の変更及び中止）

当社は、本計画作成の日から本件成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産状態又は経営状態に重要な変動を生じた場合、本件分割について法令上必要な行政官庁の許認可等を得ることができなかつた場合、株主総会の承認を得ることができなかつた場合その他本件分割を本計画にしたがって実行することが合理性を欠くものと当社が判断した場合には、当社は、本計画を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第11条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本計画の趣旨に従い、当社がこれを決定する。

本計画作成の証として、本書1通を作成し、当社記名押印のうえ、これを保管する。

平成29年4月12日

神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社スリーエフ
代表取締役社長 山口 浩志 ④

(別紙1)

株式会社L・TF・PJ 定款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当社は、株式会社L・TF・PJと称し

英文では、L・TF・PJ Co., Ltd. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストア等の経営に関する事業
2. コンビニエンスストアを中心とする店頭及びインターネット等を通じた商品及びサービス等の販売、取次ぎ、製造、加工並びに問屋業、卸売業、賃貸業及び輸出入業
3. 酒類、米穀、塩、たばこ、氷、書籍、新聞、種子類の販売
4. はがき、切手、収入印紙の売捌
5. 医薬品、医薬部外品、化学工業薬品、動物用医薬品、民芸品、肥料、飼料の販売および輸出入
6. 時計、眼鏡、貴金属、宝石、美術品、装飾品、スポーツ用品、写真機械器具、医療用具、介護用品、光学機械器具、事務用機器、度量衡計量器、家庭用電気製品、携帯電話および簡易型携帯電話等の通信機器、カセットテープ、ビデオテープ、コンパクトディスク、ミニディスク等の情報記録機器、ゲームソフト、楽器、植物の販売、輸出入および賃貸
7. 宅配便、引越請負業、写真現像・焼付・引伸、クリーニング、冠婚葬祭業、ビルメンテナンス、ビル警備、商品棚卸、塵芥収集等の委託取次業務、バス、地下鉄、電車等の乗車券、乗船券、航空券、チケット、宝くじ等の販売およびその取次業務、旅行斡旋の業務、自動車学校等の各種学校、学習塾、文化教室等の紹介斡旋業ならびにコピーおよびファクシミリの利用サービスの提供
8. 当せん金付証票法に基づく当せん金付証票及びスポーツ振興投票券の売りさばき
9. 公共料金等の収納代行業、集金代行業及び支払代行業
10. 情報処理サービス業および情報提供サービス業、電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網の有償提供およびその代理業務

11. 不動産および店舗、店舗設備、什器備品の売買、賃貸、仲介および管理、不動産の鑑定、店舗、店舗設備、什器備品の資産評価ならびに土木建築工事、室内装飾の請負およびこれらに関するコンサルタント業務
12. 不動産、動産、店舗設備及び什器備品の賃貸・売買及び修理に関する業務
13. 有価証券の売買、売買等の媒介、取次およびその代理業務
14. カタログ等による通信販売業務ならびにテレホンカード等の代金前払方式での磁気カードおよび商品券の販売
15. 物品預り業
16. 小売業に関する研究、研修、技術援助、経営指導、広告宣伝および印刷物の発行
17. ビルメンテナンス、ビル警備、塵芥収集に関する業務および商品棚卸の受託
18. 写真業、広告代理業および出版業
19. 薬局、美容院、全身美容院、理容院、旅館、ホテル、飲食店、学習塾、文化教室、喫茶店、クリーニング店、コインランドリー、遊技場、スポーツ施設、プレイガイド、駐車場、ガソリンスタンドの経営
20. コンピューターソフトウェアの製造、売買、賃貸および輸出入
21. 前各号に掲げる事業に関するフランチャイズシステムによるコンサルタント業務
22. 前各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を横浜市中区に置く。

第4条（機関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 監査役

第5条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

第7条（株式の譲渡制限）

当会社の株式は、株主総会の承認がなければ譲渡または取得することができない。

第8条（株式の取扱い）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、株主総会において定める。

第3章 株 主 総 会

第9条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第10条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

第11条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときまたは欠員があるときは、取締役の過半数の決定においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第12条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、株主の全員出席のうえで行うものとする。
2. 前項にかかわらず、株主総会を会社法第319条第1項に定める書面決議により行うことを妨げない。

第13条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び監査役

第14条（取締役・監査役の員数）

当社の取締役は4名以内とし、監査役は2名以内とする。

第15条（選任方法）

1. 取締役および監査役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第16条（取締役・監査役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第17条（代表取締役および役付取締役）

1. 株主総会は、その決議によって代表取締役を選任する。
2. 株主総会は、その決議によって取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第18条（報酬等）

取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第19条（取締役の責任免除）

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役の過半数の決定によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第20条（監査役の責任免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、責務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役の過半数の決定によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 計 算

第21条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

第22条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

第23条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

第24条（本店所在地）

当社の本店は、神奈川県横浜市中区日本大通17番地とする。

第25条（最初の事業年度）

当社の最初の事業年度は、当社設立の日から平成30年2月末日までとする。

第26条（設立時取締役）

当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 : 山口浩志

設立時取締役 : 山口良介

第27条（設立時代表取締役）

当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

住所 ※個人情報のため省略

氏名 山口浩志

第28条（設立時監査役）

当社の設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時監査役 : 六川靖夫

第29条（定款の施行日）

この定款は、神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフのコンビニエンスストア店舗（以下「対象店舗」という。）に係るコンビニエンスストア・フランチャイズ事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務の一部を分割して設立する株式会社L・TF・PJにつき作成したものであって、新設分割の効力が生じた日からこれを施行するものとする。

(別紙2)

対象店舗一覧

NO	店舗名	営業所所在地
1	町田相原駅前店	東京都町田市相原町1158-4
2	西小磯店	神奈川県中郡大磯町西小磯262
3	麻溝台中学入口店	相模原市南区麻溝台5丁目2-19
4	大森東店	東京都大田区大森東1-6-8
5	麻生黒川店	神奈川県川崎市麻生区黒川15-1
6	秋川野辺店	東京都あきる野市野辺273-4
7	愛川春日台通り店	神奈川県愛甲郡愛川町中津1626-1
8	三ッ境店	神奈川県横浜市瀬谷区三ッ境2-23
9	山手駅前通り店	神奈川県横浜市中区大和町1-14
10	上大岡店	神奈川県横浜市港南区大久保1-20-57
11	港北妙蓮寺店	神奈川県横浜市港北区菊名1-7-23
12	武蔵村山中藤店	東京都武蔵村山市中藤5-39-1
13	保土ヶ谷駅ビル店	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7
14	京急鶴見駅前店	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-27-1
15	大田区役所前店	東京都大田区蒲田5丁目39番地4
16	大磯駅前店	神奈川県中郡大磯町大磯871番
17	鎌倉台店	神奈川県鎌倉市台5-8-29
18	東逗子駅前店	神奈川県逗子市沼間1-2-27
19	保土ヶ谷東口店	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町54
20	日本大通店	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
21	大和駅前店	神奈川県大和市中央4-1-24
22	上溝番田店	神奈川県相模原市中央区上溝366
23	尻手駅前店	神奈川県川崎市幸区南幸町3-101-1
24	市川曾谷8丁目店	千葉県市川市曾谷8-11-23
25	よみうりランド駅前店	東京都稲城市矢野口2198番1
26	金沢文庫店	神奈川県横浜市金沢区谷津町358
27	大磯国府店	神奈川県中郡大磯町国府本郷940-6
28	行徳駅前店	千葉県市川市行徳駅前1-17-8
29	泉中田西店	神奈川県横浜市泉区中田西2-32-16
30	海老名杉久保店	神奈川県海老名市杉久保南1-5-19
31	ランドマークプラザ店	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1

32	相武台前南口店	神奈川県座間市相武台三丁目4番45号
33	小田急相模原駅前店	神奈川県相模原市南区松が枝町21-9
34	北池袋店	東京都豊島区池袋本町1-37-9
35	相武台駅前店	神奈川県相模原市南区相武台1-24-11
36	高津駅前店	神奈川県川崎市高津区溝口4-1-17
37	江東森下二丁目店	東京都江東区森下2-23-2
38	日ノ出町駅前店	神奈川県横浜市中区日ノ出町1-36
39	等々力店	東京都世田谷区等々力3-5-2
40	神奈川三枚町店	神奈川県横浜市神奈川区三枚町244
41	横須賀鴨居店	神奈川県横須賀市鴨居1-3-7
42	万世本店	東京都千代田区神田須田町2-21
43	青葉みたけ台店	神奈川県横浜市青葉区みたけ台16-1
44	鶴見駅前店	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央1-27-5
45	市川宝店	千葉県市川市宝1丁目2-6
46	横浜駒岡店	神奈川県横浜市鶴見区駒岡2-4-33
47	日野多摩平店	東京都日野市多摩平1丁目10-4
48	金沢幸浦店	神奈川県横浜市金沢区幸浦2丁目26-1
49	足立竹ノ塚6丁目店	東京都足立区竹ノ塚6-14-6
50	浅草橋店	東京都台東区浅草橋1-22-16
51	稲田堤駅前店	神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤1-3-25
52	JR逗子駅前店	神奈川県逗子市逗子1-1-3
53	平塚5丁目店	神奈川県平塚市平塚5-19-41
54	川崎ルフロン店	神奈川県川崎市川崎区日進町1-11
55	大和上和和田団地店	神奈川県大和市上和和田3294
56	相模原富士見町店	神奈川県相模原市中央区富士見4-8-1
57	南大井店	東京都品川区南大井3-6-18
58	相模大塚駅前店	神奈川県大和市桜森2丁目8-15
59	秦野堀川東店	神奈川県秦野市堀西132-1
60	相模原麻溝台店	神奈川県相模原市南区麻溝台8丁目33番11号
61	逗子葉桜店	神奈川県逗子市桜山6丁目17-2
62	栄飯島店	神奈川県横浜市栄区飯島町92-1
63	済生会横浜市東部病院	神奈川県横浜市鶴見区下末吉3-6-1
64	川崎駅西口店	神奈川県川崎市幸区大宮町26-3
65	品川小山台店	東京都品川区小山台1-20-20
66	府中小柳町店	東京都府中市小柳町5-6-9

67	府中寿町店	東京都府中市寿町3-1-1
68	汐入駅前店	神奈川県横須賀市汐入町2-40
69	府中朝日町店	東京都府中市朝日町2丁目21-9
70	鶴見向井町店	神奈川県横浜市鶴見区向井町1-42-1
71	東海大学駅前本店	神奈川県秦野市南矢名1-14-1
72	大田蓮沼駅前店	東京都大田区西蒲田7-18-6
73	南橋本店	神奈川県相模原市中央区下九沢54-1
74	北新横浜駅前店	神奈川県横浜市港北区北新横浜1-2-1
75	町田木曾東店	東京都町田市木曾東4丁目28-23
76	東松原駅前店	東京都世田谷区松原5-3-21
77	都筑大棚店	神奈川県横浜市都筑区大棚町136-1
78	金沢谷津店	神奈川県横浜市金沢区谷津町339
79	二俣川駅北口店	神奈川県横浜市旭区二俣川1-5-38
80	中野5丁目店	東京都中野区中野5-51-15
81	馬堀海岸店	神奈川県横須賀市馬堀町3-2-6
82	自由が丘店	東京都世田谷区奥沢6-20-20
83	日本橋中洲店	東京都中央区日本橋中洲4-1
84	厚木毛利台店	神奈川県厚木市長谷字曾野1543-1
85	相模原田名塩田店	神奈川県相模原市中央区田名塩田4-16-10
86	江東猿江店	東京都江東区猿江2-11-8
87	等々力2丁目店	東京都世田谷区等々力2-32-9
88	六浦駅前店	神奈川県横浜市金沢区六浦南2-3-12
89	綾瀬上土棚店	神奈川県綾瀬市上土棚北5丁目11番43号
90	戸塚名瀬店	神奈川県横浜市戸塚区名瀬町52-1
91	藤野店	神奈川県相模原市緑区日連562-1
92	大森山王店	東京都大田区山王1-44-11
93	相模大野銀座通り店	神奈川県相模原市南区相模大野6-4-4
94	星川駅北口店	神奈川県横浜市保土ヶ谷区川辺町6番地3
95	砂町銀座通り店	東京都江東区北砂4-6-18
96	大磯店	神奈川県中郡大磯町大磯1302
97	こどもの国駅前店	神奈川県横浜市青葉区奈良町994-1
98	伊勢佐木町店	神奈川県横浜市中区伊勢佐木町7-148
99	東大井店	東京都品川区東大井2-4-1
100	町田広袴店	東京都町田市広袴3-2-1
101	愛川角田店	神奈川県愛甲郡愛川町角田329-1

102	笹塚3丁目店	東京都渋谷区笹塚3-19-14
103	戸越銀座店	東京都品川区戸越3丁目1-18
104	清水ヶ丘店	神奈川県横浜市南区清水ヶ丘169
105	都筑勝田橋店	神奈川県横浜市都筑区勝田町1049番地
106	東大和市駅前店	東京都東大和市南街5-89-13
107	鶴見東口店	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央1-3-17
108	伊勢原小稲葉店	神奈川県伊勢原市小稲葉2886-2
109	平塚広川店	神奈川県平塚市広川315-1
110	南蒲田2丁目店	東京都大田区南蒲田2-28-27
111	鎌倉由比ガ浜店	神奈川県鎌倉市由比ガ浜2-22-8
112	川崎東有馬店	神奈川県川崎市宮前区東有馬3-6-3
113	藤沢羽鳥中学校前店	神奈川県藤沢市羽鳥4-13-17
114	天王町店	横浜市保土ヶ谷区天王町2-42-27
115	追浜東町店	神奈川県横須賀市追浜東町3-28
116	青葉桂台店	神奈川県横浜市青葉区桂台2-26-16
117	市川堀之内5丁目店	千葉県市川市堀之内5-5-25
118	市川田尻店	千葉県市川市田尻2-5-11
119	長者町4丁目店	神奈川県横浜市中区長者町4丁目11-11
120	港北綱島駅前店	神奈川県横浜市港北区綱島西1-5-2
121	高津区役所前店	神奈川県川崎市高津区下作延2-2-24
122	京王めじろ台駅前店	東京都八王子市めじろ台2丁目1番
123	長後駅西口店	神奈川県藤沢市下土棚512番1
124	戸塚上倉田町店	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町1722-1
125	武蔵野八幡町店	東京都武蔵野市八幡町3-2-23
126	弘明寺店	神奈川県横浜市南区大岡2-4-3
127	豊田駅前店	東京都日野市多摩平1-2-2
128	菅北浦店	神奈川県川崎市多摩区菅北浦2-17-24
129	生麦駅前店	神奈川県横浜市鶴見区生麦1-10-1
130	大田北嶺町店	東京都大田区北嶺町36-10
131	旗の台店	東京都品川区旗の台5丁目4番6号
132	新大久保店	東京都新宿区大久保1-15-15
133	菅田町店	神奈川県横浜市神奈川区菅田町1767
134	松陰神社駅前店	東京都世田谷区若林4-19-4
135	府中是政6丁目店	東京都府中市是政6-5-3
136	台東谷中3丁目店	東京都台東区谷中3-3-4

137	戸越公園駅前店	東京都品川区戸越6-7-26
138	平塚見附町店	神奈川県平塚市見附町2-7-7
139	川崎北部市場店	神奈川県川崎市宮前区菅生4-15-16
140	東府中駅前店	東京都府中市緑町3-5
141	八王子横川町店	東京都八王子市横川町108-20
142	川崎南河原店	神奈川県川崎市幸区南幸町2-6
143	港北樽町店	神奈川県横浜市港北区樽町2-1-65
144	茅ヶ崎共恵店	神奈川県茅ヶ崎市共恵2丁目5-48
145	厚木林店	神奈川県厚木市林4-25-46
146	高津二子1丁目店	神奈川県川崎市高津区二子1-8-20
147	座間相模が丘店	神奈川県座間市相模が丘5-43-20
148	緑区北八朔町店	神奈川県横浜市緑区北八朔町2054-2
149	港北高田駅前店	神奈川県横浜市港北区高田東4-24-43
150	南橋本駅前店	神奈川県相模原市中央区南橋本2-3-6
151	府中本宿店	東京都府中市本宿町2-6-7
152	平塚西八幡店	神奈川県平塚市西八幡4-7-22
153	世田谷船橋店	東京都世田谷区船橋1-15-16
154	遠藤店	神奈川県藤沢市遠藤5654-1
155	上星川店	神奈川県横浜市保土ヶ谷区上星川2-5-15
156	十日市場北口店	神奈川県横浜市緑区十日市場町885番1
157	愛川中津中央店	神奈川県愛甲郡愛川町中津775番地2
158	戸越4丁目店	東京都品川区戸越4-3-28
159	寒川宮山店	神奈川県高座郡寒川町宮山3605
160	町田三輪店	東京都町田市三輪町151-1
161	岸根公園駅前店	神奈川県横浜市港北区篠原町1111番地
162	中区石川町店	神奈川県横浜市中区石川町2-62-1
163	前野町店	東京都板橋区前野町1-6-5
164	座間ひばりが丘店	神奈川県座間市ひばりが丘2-31-8
165	飛田給店	東京都調布市飛田給1-25-6
166	あかね台入口店	神奈川県横浜市青葉区恩田町1094-1
167	平塚田村店	神奈川県平塚市田村7丁目7番地21号
168	川崎三田団地店	神奈川県川崎市多摩区三田1丁目11-10
169	中目黒店	東京都目黒区上目黒1-26-2
170	南千住3丁目店	東京都荒川区南千住3丁目24-1
171	小田原東栢山店	神奈川県小田原市栢山2060

172	渋谷神泉店	東京都渋谷区神泉町9-6
173	日野下田店	東京都日野市万願寺3-8-12
174	茅ヶ崎松林店	神奈川県茅ヶ崎市松林2-1-1
175	新城店	神奈川県川崎市中原区新城3-3-2
176	練馬谷原店	東京都練馬区谷原1丁目2番11号
177	小岩店	東京都江戸川区東小岩3丁目6-11
178	足立千住河原町店	東京都足立区千住河原町19-8
179	八王子滝山街道店	東京都八王子市丹木町3-45
180	横須賀中央駅前店	神奈川県横須賀市若松町3-14-8
181	神奈川新町店	神奈川県横浜市神奈川区新町3番2
182	杉並方南町店	東京都杉並区方南2-8-9
183	川崎南部市場前店	神奈川県川崎市幸区南幸町3-143-8
184	昭島中神店	東京都昭島市中神町1185
185	北新宿店	東京都新宿区北新宿2-20-1-102
186	南大沢店	東京都八王子市南大沢1-18-20
187	藤沢宮原店	神奈川県藤沢市宮原1401番5号
188	羽沢店	神奈川県横浜市神奈川区羽沢町1567
189	保土ヶ谷仏向町店	神奈川県横浜市保土ヶ谷区仏向町884-3
190	東香川店	神奈川県茅ヶ崎市香川3-21-18
191	東尾久3丁目店	東京都荒川区東尾久3丁目12-1
192	大島7丁目店	東京都江東区大島7-41-10
193	藤沢大庭店	神奈川県藤沢市大庭601
194	荒川5丁目店	東京都荒川区荒川5-51-7
195	梅丘2丁目店	東京都世田谷区梅丘2-11-3
196	天王町駅前店	神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間町1-7-5
197	瑞江4丁目店	東京都江戸川区瑞江4丁目44-26
198	厚木山際店	神奈川県厚木市山際504
199	栄上之町店	神奈川県横浜市栄区上之町16-1
200	野比駅前店	神奈川県横須賀市野比1丁目17番1号
201	荏原1丁目店	東京都品川区荏原1丁目16-1
202	秦野曾屋店	神奈川県秦野市曾屋下加茂3481-1
203	鶴見寺谷店	神奈川県横浜市鶴見区寺谷1-7-22
204	碑文谷6丁目店	東京都目黒区碑文谷6-7-1
205	開成町店	神奈川県足柄上郡開成町吉田島2033-1
206	青葉元石川町店	神奈川県横浜市青葉区元石川町6301-1

207	下麻生店	神奈川県川崎市麻生区下麻生2丁目7番2号
208	大和東店	神奈川県大和市大和東2-9-17
209	三軒茶屋店	東京都世田谷区三軒茶屋1-6-10
210	海老名上郷店	神奈川県海老名市泉一丁目1番6号
211	厚木及川店	神奈川県厚木市及川1-12-17
212	中野弥生町店	東京都中野区弥生町3-11-2
213	池ノ上店	東京都世田谷区代沢2-43-8
214	川崎中野島3丁目店	神奈川県川崎市多摩区中野島3-20-23
215	原当麻駅入口店	神奈川県相模原市南区当麻1255
216	長後駅東口店	神奈川県藤沢市高倉607
217	世田谷産能大学前店	東京都世田谷区等々力6-37-12
218	二本松一丁目店	神奈川県相模原市緑区二本松1-20-8
219	二宮中里店	神奈川県中郡二宮町中里2-17-23
220	逗子店	神奈川県逗子市逗子5-6-18
221	すみだ横網店	東京都墨田区横網2-4-11
222	笠間店	神奈川県横浜市栄区笠間三丁目15番18号
223	等々力7丁目店	東京都世田谷区等々力7-10-14
224	町田多摩境店	東京都町田市小山町3161
225	海老名東柏ヶ谷店	神奈川県海老名市東柏ヶ谷6-21-21
226	葉山長柄店	神奈川県三浦郡葉山町長柄21-1
227	栗平二丁目店	神奈川県川崎市麻生区栗平二丁目三番十一号
228	新宿上落合1丁目店	東京都新宿区上落合1-27-8
229	座間栗原店	神奈川県座間市栗原中央2丁目21-15
230	寒川倉見駅前店	神奈川県高座郡寒川町倉見933
231	青葉美しが丘西店	神奈川県横浜市青葉区美しが丘西3-64-7
232	西菖蒲沢店	神奈川県藤沢市菖蒲沢138-1
233	篠崎公園前店	東京都江戸川区鹿骨2-42-12
234	平井店	東京都江戸川区平井3-24-24
235	厚木中荻野店	神奈川県厚木市中荻野580-1
236	藤沢用田店	神奈川県藤沢市用田650-2
237	厚木金田店	神奈川県厚木市金田336
238	大蔵6丁目店	東京都世田谷区大蔵6-19
239	茅ヶ崎中海岸店	神奈川県茅ヶ崎市中海岸1-6-25
240	茅ヶ崎みずぎ店	神奈川県茅ヶ崎市みずぎ4-25-21
241	港区港南3丁目店	東京都港区港南3丁目7-3

242	国府津岡店	神奈川県小田原市国府津 1 6 6 5
243	茅ヶ崎萩園店	神奈川県茅ヶ崎市萩園 1 2 7 0 - 4 1
244	大船西口店	神奈川県鎌倉市岡本 2 - 1 3 - 4 1
245	茅ヶ崎矢畑店	神奈川県茅ヶ崎市矢畑 2 5 9 - 1
246	中区山下町店	神奈川県横浜市中区山下町 9 0 番 2
247	緑長津田店	神奈川県横浜市緑区長津田 6 - 8 - 1
248	辻堂海岸通り店	神奈川県藤沢市辻堂 1 丁目 1 4 番 2 8 号
249	東村山本町店	東京都東村山市本町 2 - 1 6 - 1
250	東戸塚店	神奈川県横浜市戸塚区川上町 4 1 1 - 2
251	山下町タワー入口店	神奈川県横浜市中区山下町 8 4
252	荒川西尾久店	東京都荒川区西尾久 7 丁目 2 8 番 1
253	横浜中央市場店	神奈川県横浜市神奈川区栄町 1 3 - 1 3
254	田園調布本町店	東京都大田区田園調布本町 4 6 - 2 4
255	海老名本郷五反田店	神奈川県海老名市本郷 1 7 2 6 - 1
256	横浜市庁舎店	神奈川県横浜市中区港町 1 - 1
257	葛飾堀切 7 丁目店	東京都葛飾区堀切 7 - 2 2 - 2 8
258	大田西糞谷店	東京都大田区西糞谷 3 - 1 6 - 5
259	茅ヶ崎本村店	神奈川県茅ヶ崎市本村 1 丁目 1 0 番 1 7 号
260	不入斗店	神奈川県横須賀市不入斗町 4 - 5 2
261	高円寺南 4 丁目店	東京都杉並区高円寺南 4 - 2 3 - 7
262	北鎌倉店	神奈川県鎌倉市山ノ内 5 1 3
263	市川駅南口店	千葉県市川市市川南 1 丁目 1 番 1 号 1 0 1
264	国立東 3 丁目店	東京都国立市東 3 - 7 - 1 7
265	エドモント店	東京都千代田区飯田橋 3 - 1 0 - 8
266	大和西鶴間店	神奈川県大和市西鶴間 4 - 7 - 5
267	東洋英和女学院大学店	神奈川県横浜市緑区三保町 3 2
268	昭島中神駅北口店	東京都昭島市中神 1 1 7 7 - 1 4
269	稲城駅北口店	東京都稲城市東長沼 3 1 0 7 - 1
270	寒川駅前店	神奈川県高座郡寒川町一之宮 1 - 6 - 3 5
271	麻生片平店	神奈川県川崎市麻生区片平 8 - 9 - 1
272	奥沢 8 丁目店	東京都世田谷区奥沢 8 - 3 7 - 1 1
273	板橋徳丸 3 丁目店	東京都板橋区徳丸 3 - 2 2 - 1 1
274	横浜本町店	神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 5 2 番地
275	塚原店	神奈川県南足柄市塚原 1 9 6 2
276	藤沢白旗店	神奈川県藤沢市白旗 2 - 1 - 8

277	岡本1丁目店	東京都世田谷区岡本3-9-1
278	厚木鳶尾店	神奈川県厚木市鳶尾1-24-9
279	世田谷野毛1丁目店	東京都世田谷区野毛1-9-1
280	綾瀬小園店	神奈川県綾瀬市小園802
281	港区港南2丁目店	東京都港区港南2-12-27

(3) 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

1. 新設分割の対価に関する定め相当性に関する事項

① 交付する株式数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件新設分割に際して新たに株式を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

新設分割設立会社が発行する株式数については、新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、10,000株といたしました。

② 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金及び準備金の額を、新設分割設立会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、別紙新設分割計画書のとおり資本金50,000,000円、資本準備金0円とすることにいたしました。

2. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当すべき事項はありません。

第2号議案 吸収分割契約承認の件

(1) 提案の理由

事業統合契約に基づき、「スリーエフ」、「q's mart (キューズマート)」及び「gooz (グーツ)」ブランドで営業している店舗のうち281店舗（以下、「対象店舗」といいます。）を運営するとともに、対象店舗を順次「ローソン・スリーエフ」と冠したダブルブランド店舗に転換する予定となっており、「ローソン・スリーエフ」の運営も行っていくことを目的とした会社（以下、「新設会社」といいます。）を設立することに併せて、対象店舗を「ローソン・スリーエフ」ブランド店舗へ転換させるために、会社分割の方法により対象店舗における当社が有する資産及び権利義務の一部をローソンに承継することといたしました。

なお、本議案につきましては、第1号議案「新設分割計画承認の件」および第3号議案「定款一部変更の件」が、承認可決されることを条件として、承認の効力が発生するものといたします。

(2) 吸収分割契約の内容の概要

吸収分割契約書（写）

株式会社スリーエフ（以下「分割会社」という。）及び株式会社ローソン（以下「承継会社」という。）は、第1条に定める分割会社の事業（以下「対象事業」という。）に関して有する権利義務を、吸収分割により承継会社に承継させることに関し、吸収分割契約書（以下「本件分割契約」という。）を締結する。

第1条（対象事業）

対象事業とは、別紙1記載の分割会社の加盟店及び直営店における事業（但し、第4条第1項に記載する資産、契約等によってのみ構成される事業を意味する。）をいう。なお、別紙1記載の分割会社の加盟店及び直営店を以下「対象店舗」という。

第2条（吸収分割）

分割会社は、本件分割契約の定めるところに従い、会社法上の吸収分割の方法により、分割会社が対象事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する（以下「本件分割」という。）。

第3条（商号・住所）

本件分割の吸収分割会社である分割会社及び吸収分割承継会社である承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

- (1) 分割会社
商号：株式会社スリーエフ
住所：神奈川県横浜市中区日本大通17番地
- (2) 承継会社
商号：株式会社ローソン
住所：東京都品川区大崎一丁目11番2号

第4条（承継する権利義務）

1. 承継会社が分割会社から承継する対象事業に関する資産その他の権利義務は、効力発生日（第7条に定義する。以下同じ。）における別紙2「承継権利義務明細表」に記載する資産その他の権利義務とする。なお、別紙3「除外権利義務明細表」に記載する権利義務は、いかなる意味においても承継されないものとする。
2. 分割会社は、効力発生日までに、全ての対象店舗について、「ローソン・スリーエフ」ブランドで展開するコンビニエンスストアとしての運営を遺漏なく開始しうることを等のために必要な措置として分割会社と承継会社が別途合意する手続を完了する。なお、分割会社の合理的な努力にもかかわらず効力発生日までに手続が完了しなかったときは、その手続の完了のために必要な合理的期間に限り、手続の完了は猶予されるものとする。
3. 分割会社は、前項のほか、本条第1項に基づく承継会社による資産その他の権利の承継に関し、承継後の事業運営上必要なもの、及び登記、登録、通知、承諾その他一定の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものであって、分割会社がかかる手続の一部又は全部を行わなければならないものについて、承継会社に協力して必要な文書を交付し、又は遅滞なくかかる手続を行う。

第5条（分割に際して交付する金銭）

1. 前条第1項に定める対象事業に関する資産その他の権利義務の承継の対価（以下「本件対価」という。）は現金11,700百万円とする。
2. 承継会社は、効力発生日において、分割会社に対し、本件対価のうち効力発生日までに前条第2項の手続を完了した対象店舗（全ての手続は完了しなかったが承継会社が特に認めた店舗を含む。）にかかる対価相当額を支払う。また、同項なお書きによる猶予対象の対象店舗について猶予期間内に手続が完了したとき（全ての手続は完了しなかったが承継会社が特に認めたときを含む。）は、承継会社は、分割会社と承継会社が別途合意する時期及び方法により、本件対価のうち当該店舗にかかる対価相当額を分割会社に対して支払う。

3. 効力発生日（前条第2項なお書きの対象店舗については当該猶予期間）までに前条第2項の手続が完了できなかった店舗については、当該事由に応じた本件対価の減額を行う。その他、①「ローソン・スリーエフ」ブランドで展開するコンビニエンスストアとしての運営が開始できない対象店舗が存在する場合、②対象店舗が現に行っている営業の一部（軽微なものを除く。）が行えなくなる場合（当該営業に関する免許、許認可、届出等の不備、承継会社への承継の不成功その他原因の如何を問わない。）、又は③その他の本件対価の減額を相当と認める事由が生じた場合には、当該事由に応じた本件対価の減額を行う。本項による本件対価の減額の具体的方法等は、分割会社と承継会社の別途合意する方法によるものとする。
4. 分割会社及び承継会社は、前項の規定が承継会社による第11条第1項に基づく権利行使を妨げるものではないことを確認する。

第6条（承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本件分割に際して、承継会社の資本金及び準備金等の額は増加しないものとする。

第7条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年6月1日とする。但し、本件分割の手続の進行上の必要性その他の事由に応じ、両当事者協議の上、効力発生日を変更することができる。

第8条（株主総会）

1. 分割会社は、平成29年5月26日までに、本件分割契約の承認及び本件分割に必要な事項に関する株主総会決議を求めるものとする。
2. 承継会社は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本件分割を行うものとする。

第9条（誓約事項）

1. 本件分割契約締結の日から効力発生日までの間、分割会社は善良なる管理者の注意をもって対象事業にかかる業務の執行並びに財産の管理及び運営をするものとする。
2. 分割会社及び承継会社は、本件分割契約に定める事項のほか、本件分割契約に関して分割会社及び承継会社間で締結された契約がある場合はこれに従う。

第10条（競業禁止義務）

分割会社は、効力発生日以後において、承継会社が承継する対象事業について、承継会社との間で別途合意する場合にはその内容で競業禁止義務を負うものとし、これ以外には、法令によるか否かを問わず、一切の競業禁止義務を負わないものとする。

第11条（損害賠償）

1. 分割会社は、本件分割契約の義務違反により承継会社に損害を与えた場合、かかる損害を賠償するものとする。
2. 承継会社は、本件分割契約の義務違反により分割会社に損害を与えた場合、かかる損害を賠償するものとする。

第12条（本件分割契約の解除等）

本件分割契約締結の日から効力発生日までの間において、分割会社又は承継会社の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本件会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件分割契約の目的の達成が困難となった場合、分割会社及び承継会社は、双方が別途合意するところにより、本件分割契約に基づく履行の停止、本件分割契約の内容の変更、本件分割契約の解除等の措置を行うことができる。

第13条（本件分割契約の効力）

本件分割契約は、第8条第1項に定める分割会社の株主総会における承認を得られないとき又は法令に基づき要求される監督官庁の承認等を得られないときは、その効力を失う。

第14条（費用負担）

1. 承継会社が本件分割により分割会社から承継する権利義務に係る公租公課及び保険料等は、効力発生日の前日までは分割会社が、効力発生日以後は承継会社が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。
2. 前項に定めるもののほか、分割会社及び承継会社は、本件分割に係る費用に関して、各自が負担するものとする。

第15条（紛争解決）

分割会社及び承継会社は、本件分割契約に関連して訴訟を提起する場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（規定外事項）

本件分割契約に定める事項の他、本件分割に関し必要な事項は、本件分割契約の趣旨に従い、両当事者が協議の上定める。

以上、本件分割契約締結の証として、本書2通を作成し、各当事者が押印の上、各1通を保有する。

平成29年 4月12日

分割会社：神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社スリーエフ
代表取締役 山 口 浩 志 ⑩

承継会社：東京都品川区大崎一丁目11番2号
株式会社ローソン
代表取締役 竹 増 貞 信 ⑩

(別紙 1)

本件対象店舗一覧

※店舗の詳細は第1号議案別紙2と同内容のため省略

(別紙 2)

承継権利義務明細表

本件分割において、承継会社が分割会社から承継する対象事業に関する資産その他の権利義務の内容は、以下のとおりである。なお、別紙3「除外権利義務明細表」に記載されたものは除かれるものとする。

1. 対象店舗に関する以下の権利義務

- (1) 本別紙別表1に掲げる不動産を含む、対象店舗に関する分割会社の一切の固定資産（本別紙別表3に掲げる不動産は除く。）
- (2) 対象店舗についての賃貸借契約に係る敷金返還請求権（建設協力金等の差入保証金返還請求権を含む。その他、敷金たる性質を有するものであれば、名称の如何を問わない。）
- (3) 本別紙別表2「転貸借契約一覧」記載の転貸借契約にかかる敷金返還債務及び当該敷金累計額相当の現金17,266,400円

2. 承継する契約

本別紙別表2に掲げる賃貸借契約及び転貸借契約等並びにこれらに附随する契約

3. 許認可

- (1) 分割会社が、効力発生日において、第1項の資産及び前項の契約に関し取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継会社において承継することができるもの（申請中のものを含む。）

(別表 1)

建物

NO	店舗名	所在	家屋番号	種類	構造	床面積 (単位： ㎡)
1	あかね台入口店	横浜市青葉区恩田町1094番地2、1094番地1、1094番地3	1094番2	店舗	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	132.03

2	自由が丘店	世田谷区奥沢六丁目55番地1、55番地5	55番1の2	店舗	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	145.67
3	青葉桂台店	横浜市青葉区桂台二丁目26番地16	26番16	店舗	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	149.73
4	八王子滝山街道店	八王子市丹木町三丁目46番地3、45番地3	46番3	店舗	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	153.45
5	秦野堀川東店	秦野市堀西字行人塚132番地1	132番1	店舗	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	153.45
6	相模原田名塩田店	相模原市中央区田名塩田四丁目416番地1、416番地2	416番1	店舗	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	153.45
7	奥沢8丁目店	世田谷区奥沢八丁目334番地	334番	店舗	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	156.77
8	金沢幸浦店	横浜市金沢区幸浦二丁目26番地1	26番1の3	店舗	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建	176.70
9	府中小柳町店	府中市小柳町五丁目6番地9	6番9	店舗	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	223.67
10	厚木中荻野店	厚木市中荻野字稻荷木580番地1、579番地1	580番1	店舗	鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	156.75
11	愛川角田店	愛甲郡愛川町角田字箕輪上原329番地1	329番1	店舗	軽量鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき平家建	150.97

(別表2)

賃貸借契約一覧

※個人情報を含むため契約の詳細は省略

転貸借契約一覧

※個人情報を含むため契約の詳細は省略

その他契約一覧

※個人情報を含むため契約の詳細は省略

(別表3)

本件分割から除外される不動産

土地

NO	店舗名	所在	地番
1	町田相原駅前店	町田市相原町字和田	1158番4
2	平塚西八幡店	平塚市西八幡四丁目	734番2
3	大磯店	中郡大磯町大磯字茶屋町	1304番2
		中郡大磯町大磯字茶屋町	1304番3

建物

NO	店舗名	所在	家屋番号	種類	構造	床面積 (単位： ㎡)
1	町田相原駅前店	町田市相原町字和田1158番地4	1158番4	店舗 事務所 居宅	鉄骨造陸 屋根2階建	1階197.33 2階 167.18

(別紙3)

除外権利義務明細表

本件分割において、承継会社が分割会社から承継する対象事業に関する資産その他の権利義務の内容から除外される権利義務の内容は、以下のとおりである。

- ・加盟店との間のフランチャイズ契約上の地位及び権利義務
- ・従業員等との間の雇用契約上の地位及び権利義務
- ・別紙2「承継権利義務明細表」1(3)記載の敷金返還債務を除く一切の債務（債務不履行又は不法行為から生じる損害賠償支払債務、法令上の特別の損害賠償支払債務、違約金支払債務、瑕疵担保責任、保証債務、補償債務その他一切の簿外債務及び偶発債務も当然に含まれる。）

(上記の各項目については、いずれかの勘定項目に含まれているか否かを問わず、除外権利義務とする。)

- ・その他、別紙2「承継権利義務明細表」に記載された権利義務以外の一切の権利義務

(3)会社法施行規則第183条に定める内容の概要

1. 吸収分割の対価に関する定め相当性に関する事項

①交付する株式数の相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際して金11,700円を当社に交付いたします。

上記の事項は、第三者算定機関による算定結果等を基に、当社と株式会社ローソンの協議により決定しており、相当であると判断しております。

②資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は、吸収分割承継会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、別紙吸収分割契約のとおり承継会社の資本金及び準備金等の額は増加しないものとするに致しました。

2. 吸収分割承継会社に関する事項

①最終事業年度に係る計算書類等

ローソンの平成29年2月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.three-f.co.jp/>) に掲載しております。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当すべき事項はありません。

3. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当すべき事項はありません。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

第1号議案、第2号議案により、今後当社は、「ローソン・スリーエフ」ブランド店舗を運営するエル・ティーエフ等の子会社管理事業、当社所有ブランド店舗「gooz（グーツ）」等の店舗運営事業、当社企画・開発商品の商品供給事業の三つを軸とした体制へと移行いたします。これに伴い、定款の会社の目的部分を修正するものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことおよび <u>これに相当する事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u>
1～30 (省略)	1～30 (現行どおり)

第4号議案 資本金の額の減少の件

(1) 提案の理由

当社の今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行いたいと存じます。なお、これにより減少する資本金の額と同額が、その他資本剰余金に計上されます。

(2) 減少する資本金の額

当社の資本金1,396,150,000円のうち、1,296,150,000円を減少し、100,000,000円といたします。

(3) 資本の額の減少が効力を生ずる日

平成29年8月1日

第5号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員（10名）が任期満了となりますので、あらためて取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	やまぐちひろし 山口浩志 (昭和42年7月24日生)	平成4年4月 当社入社 平成15年5月 当社経営企画室長 平成18年3月 当社マーケティング部長 平成19年3月 当社マーケティング室長 平成24年9月 当社商品本部マーケティング部長 平成25年3月 当社執行役員マーチャンダイジング本部長 平成26年5月 当社取締役マーチャンダイジング本部長 平成28年5月 当社代表取締役社長（現任）	4,200株
2	きくちじゅんじ 菊池淳司 (昭和34年5月5日生)	平成7年2月 当社取締役 平成13年3月 富士シティオ㈱代表取締役社長（現任） 平成25年3月 当社取締役会長 平成28年5月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 富士シティオ㈱代表取締役社長	384,923株
3	ますだいたる 増田格 (昭和27年2月9日生)	昭和49年4月 三井信託銀行㈱入社 平成10年11月 同社業務企画部長 平成11年6月 同社取締役業務企画部長 平成12年4月 中央三井信託銀行㈱執行役員業務部長 平成14年2月 同社常務執行役員 平成18年5月 同社専務執行役員 平成18年6月 同社取締役専務執行役員 平成22年6月 同社代表取締役副社長 平成24年4月 三井住友信託銀行㈱顧問 平成24年5月 当社取締役（現任） 平成24年6月 京成電鉄㈱社外監査役 平成28年6月 ㈱日本製鋼所社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) ㈱日本製鋼所社外監査役	0株
4	すずき のぶ よし ※鈴木伸佳 (昭和40年9月17日生)	平成9年11月 司法試験合格（第51期） 平成11年4月 東京弁護士会所属 川越法律事務所入所 平成23年8月 鈴木伸佳法律事務所開所 同事務所 所長（現任） 平成28年11月 俺の㈱社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 鈴木伸佳法律事務所所長 俺の㈱社外取締役	0株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者菊池淳司氏は、富士シテイオ㈱の代表取締役を兼務しております。当社と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、他の取締役候補者と当社との間にもいづれも特別の利害関係はありません。
 3. 取締役候補者増田格、鈴木伸佳の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、増田格氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。また、鈴木伸佳氏が就任をした場合には、東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
 4. 社外取締役候補者増田格氏は、長年にわたり企業経営に従事し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、増田格氏の当社取締役就任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
 5. 社外取締役候補者鈴木伸佳氏は、弁護士としての豊富な専門知識と経験を有しており、コンプライアンスの観点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
いわせ いちお 岩瀬 一雄 (昭和23年4月7日生)	昭和46年4月 ㈱横浜銀行入社 平成11年4月 同社執行役員横須賀支店長 平成13年6月 横浜振興㈱代表取締役社長 平成17年6月 横浜丸魚㈱常務取締役執行役員 平成19年6月 同社代表取締役社長(現任)	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者岩瀬一雄氏は社外監査役候補者であります。なお、岩瀬一雄氏が就任をした場合には、東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
 3. 補欠監査役候補者岩瀬一雄氏は横浜丸魚㈱の取締役であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として、補欠監査役候補者とするものであります。

以上

株式会社スリーエフ 株主総会会場ご案内図

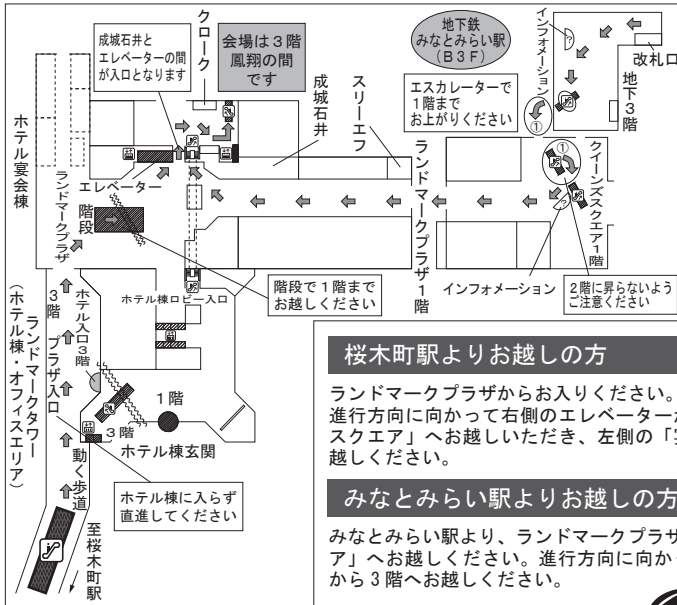
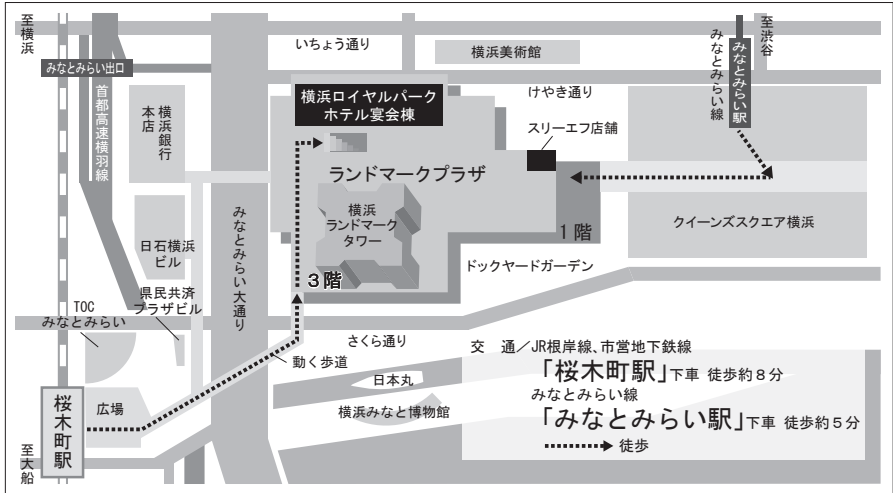
日時 平成 29 年 5 月 26 日 (金曜日)
 午前十 10 時

会場

横浜ロイヤルパークホテル 3階「鳳翔の間」

※ホテル宴会棟 1階入口からお入り願います。

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号 電話 (045) 221-1111(代表)



桜木町駅よりお越しの方

ランドマークプラザからお入りください。
 進行方向に向かって右側のエレベーターか階段で1階の「ガーデンスクエア」へお越しいただき、左側の「宴会棟入口」から3階へお越しください。

みなとみらい駅よりお越しの方

みなとみらい駅より、ランドマークプラザ1階の「ガーデンスクエア」へお越しください。進行方向に向かって右側の「宴会棟入口」から3階へお越しください。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。